

# 第5章

## 第9期介護保険事業計画



## 第5章 第9期介護保険事業計画

### 第1節 第9期介護保険事業計画の基本的な考え方

#### 1-1 計画策定の位置付け等

介護保険法第117条に基づき、平成12年度から策定を開始した本計画は、令和6年度から第9期に入ります。制度創設から23年が経ち、サービスの利用が急速に拡大し、老後の安心を支える制度として定着、発展してきました。

本市では、これまで、団塊世代が全て75歳以上となる令和7年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

今後、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向け、高齢者人口はピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが想定され、増加・多様化する介護サービス需要に対応するためには、地域で高齢者介護を支えるサービス基盤の整備と介護現場における生産性の向上の推進が重要となります。

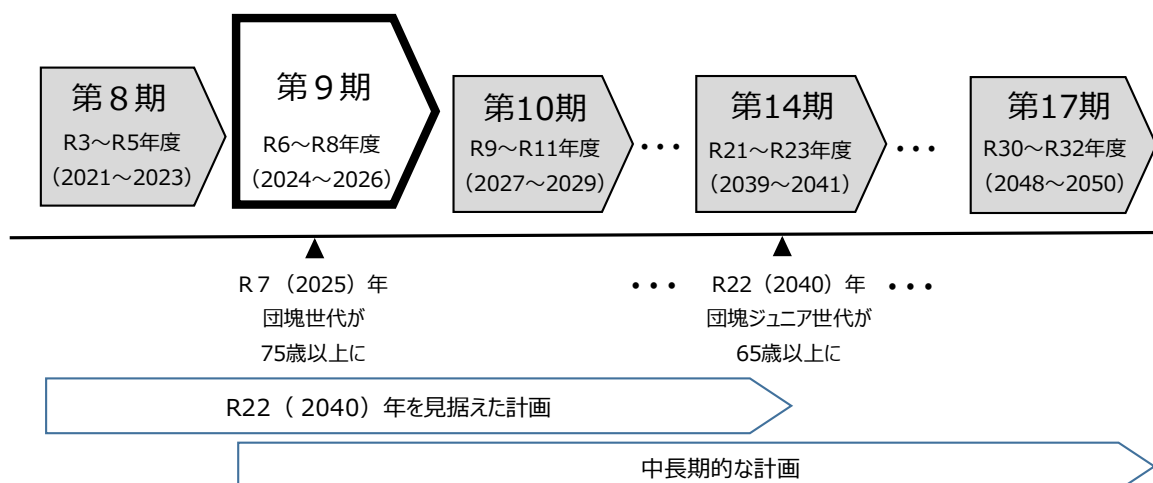
また、少子高齢化が進行し、現役世代の減少が進むことにより、介護を担う人材の不足が見込まれることから、柔軟な働き方や効率的なサービス提供の取組などによる職場環境づくりを進めることも必要となります。

人口構造の変化や介護ニーズの見込み等を踏まえ、介護保険制度の安定性、持続可能性の確保に取り組むとともに、高齢者の実情に沿った質の高いサービスが提供できるよう地域包括ケアシステムの推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが求められています。

計画に掲げた施策に積極的に取り組みながら、真に必要な介護サービスの確保や施設の整備等を着実に進めていく必要があります。

#### 1-2 計画の期間

第9期計画は、令和6年度から令和8年度までの3年計画です。





## 1-3 これまでの経過及び制度改正

### (1) 第8期（令和3～5年度）

第8期計画では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化が行われました。

このような中、本市では、要介護（要支援）高齢者等ができるだけ住み慣れた地域の中で、在宅生活を継続できるよう支援するための地域密着型サービスの整備を重点的に計画し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の各サービスの整備に取り組みました。

### (2) 第9期介護保険制度改正の主な内容

#### **全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた改正**

令和5年5月19日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、健康保険法、介護保険法等の関係法律が改正され、令和6年度からの制度改正に向けて順次施行されます。

介護保険関連では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、次の改正が行われました。

- ① 介護情報基盤の整備（施行期日：公布後4年以内の政令で定める日）  
医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、分散している利用者に関する介護情報等を収集・整理し、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤が整備されます。
- ② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化  
介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制が整備されます。
- ③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務  
介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、都道府県を中心に一層取組を推進するため、都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定が新設されます。
- ④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化  
看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進めます。
- ⑤ 地域包括支援センターの体制整備等  
地域の拠点である地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備します。

## 第2節 介護保険事業の現状

### 2-1 介護保険サービス給付

#### (1) 第8期における介護給付事業の実績

第8期計画期間である令和4年度の居宅サービス給付費の計画対比は89.0%, 地域密着型サービス給付費の計画対比は97.2%, 施設サービス給付費の計画対比は95.7%となっています。

また, 居宅サービス利用者数の計画対比は93.7%, 地域密着型サービス利用者数の計画対比は96.8%, 施設サービス利用者数の計画対比は93.0%となっています。

サービス別にみると, 「介護予防支援・居宅介護支援」については, 令和3年度は給付費・利用者数ともに計画値よりも上回る実績となっていますが, 令和4年度は給付費が計画値よりも上回る実績となっています。

#### ① 給付費

単位:千円(年間)

介護予防給付・介護給付	実績値(A)		計画値(B)		対計画比(A)/(B)	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
<b>(1) 介護予防サービス・居宅サービス</b>	<b>9,711,111</b>	<b>9,640,953</b>	<b>10,447,704</b>	<b>10,836,237</b>	<b>92.9%</b>	<b>89.0%</b>
訪問介護	1,620,722	1,591,280	1,658,637	1,685,438	97.7%	94.4%
訪問入浴介護	18,642	20,852	28,403	28,419	65.6%	73.4%
訪問看護	567,439	638,291	591,293	606,012	96.0%	105.3%
訪問リハビリテーション	176,457	166,962	193,973	198,736	91.0%	84.0%
居宅療養管理指導	246,346	250,603	261,273	263,563	94.3%	95.1%
通所介護	3,107,031	2,949,103	3,289,906	3,395,766	94.4%	86.8%
通所リハビリテーション	1,196,542	1,105,802	1,377,521	1,408,971	86.9%	78.5%
短期入所生活介護	532,792	533,190	650,107	688,087	82.0%	77.5%
短期入所療養介護(老健)	113,835	88,471	169,354	176,356	67.2%	50.2%
短期入所療養介護(病院等)	1,746	0	15,158	15,166	11.5%	0.0%
福祉用具貸与	966,324	1,023,288	952,364	987,235	101.5%	103.7%
特定福祉用具購入	35,673	38,147	36,095	38,150	98.8%	100.0%
住宅改修	77,487	76,462	92,592	99,141	83.7%	77.1%
特定施設入居者生活介護	1,050,075	1,158,502	1,131,028	1,245,197	92.8%	93.0%
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス</b>	<b>7,589,382</b>	<b>7,694,299</b>	<b>7,617,377</b>	<b>7,917,967</b>	<b>99.6%</b>	<b>97.2%</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	325,687	468,604	303,304	308,061	107.4%	152.1%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
地域密着型通所介護	2,448,149	2,425,040	2,362,764	2,424,397	103.6%	100.0%
認知症対応型通所介護	527,895	555,778	655,349	669,997	80.6%	83.0%
小規模多機能型居宅介護	911,974	863,547	870,409	905,871	104.8%	95.3%
認知症対応型共同生活介護	2,473,384	2,499,886	2,543,844	2,704,566	97.2%	92.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	319,276	313,133	342,189	342,475	93.3%	91.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	170,411	175,131	166,705	166,797	102.2%	105.0%
看護小規模多機能型居宅介護	412,606	393,180	372,813	395,803	110.7%	99.3%
<b>(3) 施設サービス</b>	<b>8,682,009</b>	<b>8,683,921</b>	<b>8,901,970</b>	<b>9,077,483</b>	<b>97.5%</b>	<b>95.7%</b>
介護老人福祉施設	3,600,296	3,644,855	3,515,904	3,517,855	102.4%	103.6%
介護老人保健施設	1,561,052	1,584,754	1,516,700	1,517,542	102.9%	104.4%
介護医療院	3,230,528	3,327,734	3,404,840	3,630,478	94.9%	91.7%
介護療養型医療施設	290,133	126,578	464,526	411,608	62.5%	30.8%
<b>(4) 介護予防支援・居宅介護支援</b>	<b>1,456,666</b>	<b>1,484,323</b>	<b>1,415,495</b>	<b>1,473,352</b>	<b>102.9%</b>	<b>100.7%</b>
<b>合計</b>	<b>27,439,168</b>	<b>27,503,496</b>	<b>28,382,546</b>	<b>29,305,039</b>	<b>96.7%</b>	<b>93.9%</b>

※実績値「介護保険事業状況報告」年報から



② 利用者数

単位：人（年間）

介護予防給付・介護給付	実績値(A)		計画値(B)		対計画比(A)/(B)	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
<b>(1) 介護予防サービス・居宅サービス</b>	<b>240,997</b>	<b>241,854</b>	<b>251,484</b>	<b>258,084</b>	<b>95.8%</b>	<b>93.7%</b>
訪問介護	37,073	35,126	37,212	37,416	99.6%	93.9%
訪問入浴介護	406	456	480	480	84.6%	95.0%
訪問看護	14,293	15,689	14,832	15,060	96.4%	104.2%
訪問リハビリテーション	4,815	4,494	5,220	5,316	92.2%	84.5%
居宅療養管理指導	26,576	27,672	26,232	26,448	101.3%	104.6%
通所介護	35,338	34,288	37,416	38,196	94.4%	89.8%
通所リハビリテーション	17,714	16,757	20,964	21,444	84.5%	78.1%
短期入所生活介護	7,385	7,568	8,976	9,312	82.3%	81.3%
短期入所療養介護(老健)	1,315	1,081	1,896	1,956	69.4%	55.3%
短期入所療養介護(病院等)	14	0	144	144	9.7%	0.0%
福祉用具貸与	87,315	89,329	88,680	92,052	98.5%	97.0%
特定福祉用具購入	1,519	1,524	1,512	1,596	100.5%	95.5%
住宅改修	1,283	1,284	1,536	1,644	83.5%	78.1%
特定施設入居者生活介護	5,951	6,586	6,384	7,020	93.2%	93.8%
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス</b>	<b>49,510</b>	<b>50,001</b>	<b>50,100</b>	<b>51,660</b>	<b>98.8%</b>	<b>96.8%</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,322	2,985	2,496	2,532	93.0%	117.9%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
地域密着型通所介護	25,246	25,117	24,792	25,416	101.8%	98.8%
認知症対応型通所介護	3,666	3,872	4,356	4,356	84.2%	88.9%
小規模多機能型居宅介護	4,579	4,359	4,548	4,728	100.7%	92.2%
認知症対応型共同生活介護	9,719	9,785	9,972	10,596	97.5%	92.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1,674	1,713	1,740	1,740	96.2%	98.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	568	565	564	564	100.7%	100.2%
看護小規模多機能型居宅介護	1,736	1,605	1,632	1,728	106.4%	92.9%
<b>(3) 施設サービス</b>	<b>28,349</b>	<b>28,545</b>	<b>30,216</b>	<b>30,684</b>	<b>93.8%</b>	<b>93.0%</b>
介護老人福祉施設	13,641	13,747	13,332	13,332	102.3%	103.1%
介護老人保健施設	5,432	5,459	5,400	5,400	100.6%	101.1%
介護医療院	8,450	8,950	9,780	10,440	86.4%	85.7%
介護療養型医療施設	826	389	1,704	1,512	48.5%	25.7%
<b>(4) 介護予防支援・居宅介護支援</b>	<b>119,311</b>	<b>120,361</b>	<b>118,752</b>	<b>123,528</b>	<b>100.5%</b>	<b>97.4%</b>
<b>合計</b>	<b>438,167</b>	<b>440,761</b>	<b>450,552</b>	<b>463,956</b>	<b>97.3%</b>	<b>95.0%</b>

※実績値「介護保険事業状況報告」年報から

## (2) 地域密着型サービス・施設サービスの整備状況

第8期では、要介護（要支援）高齢者等一人ひとりが、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けていくことができるために重要となる居宅系サービスの整備に重点的に取り組むとともに、要介護高齢者の住まいの確保対策としての認知症対応型共同生活介護の整備、施設入所待機者の一定の解消を図るための特定施設入居者生活介護の整備をめざしました。

その結果、地域密着型サービス、特定施設入居者生活介護すべて整備量が充足する見込みとなりました。

【第8期の整備計画数及び整備した日常生活圏域（ブロック）別事業所数・床数】

サービス種類		計画数(整備数)			
		東部	西部	南部	北部
密着	認知症対応型通所介護	1(1)			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1(1)			
	小規模多機能型居宅介護		1(1)		
	認知症対応型共同生活介護		2(3)	1(1)	1(0)*
広域	特定施設入居者生活介護	160床(158床)			

\*令和5年度は西部と北部どちらでも設置可能として募集し、西部のみで整備したもの。整備総数としては充足。

【地域密着型サービス 日常生活圏域（ブロック）別事業所数】 (令和5年12月1日現在)

サービス種類	東部	西部	南部	北部	合計
認知症対応型通所介護	1	8	4	2	15
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	0	4	3	9
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	4	4	4	5	17
看護小規模多機能型居宅介護	1	3	2	3	9
認知症対応型共同生活介護	7	16	14	11	48
地域密着型特定施設入居者生活介護		2	2	1	5
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		1	1		2

※整備中の事業所を含む。

【参考】有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

(令和5年12月1日現在)

サービス種類	東部		西部		南部		北部		合計	
	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数
有料老人ホーム	9	233	12	646	11	415	11	319	43	1,613
サービス付き高齢者向け住宅	5	227	11	348	3	67	3	121	22	763

※特定施設の指定を受けているものを含む。



## 第3節 介護保険事業の推計

### 3-1 第9期計画で整備するサービスについて

#### (1) 地域密着型サービスの整備

要介護（要支援）高齢者等一人ひとりが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けていくことができるよう、在宅サービスの整備を行います。また、認知症高齢者の介護を支援するための居住系サービスとして認知症対応型共同生活介護の整備を行います。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所を整備

定期・随時を問わず、24時間体制で支える体制があり、特に中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援するために重要なサービスであることから、日常生活圏域（ブロック）を問わず1事業所の整備を進めます。

② 認知症対応型共同生活介護 2事業所を整備

（共用型認知症対応型通所介護も同時に整備）

認知症高齢者の介護を支援するための居住系サービスとして、ニーズの高いサービスであることから、日常生活圏域（ブロック）を問わず2事業所の整備を進めます。

なお、既存の1ユニットのみの事業所が、利用定員の増員を行う場合は、状況に応じて個別に判断します。

#### (2) 施設サービス等の整備

施設サービス等については、高齢者の増加に伴い需要が高い状況が継続すると考えられ、一定数の整備が必要です。

一方で、介護保険制度の安定性・持続性の確保の観点から、今後の人口構造の変化や財政的な負担、現場を支える介護人材の確保についても今後の新規施設の整備には大きな課題となることも想定しておく必要があります。

以上を踏まえ、要介護（要支援）高齢者等の在宅生活を支える利便性の高いサービスである短期入所生活介護の整備を最大20床、既存の有料老人ホーム等からの転換により、最大300床の特定施設入居者生活介護の整備を進めます。

#### 【第9期年度別施設整備計画】

サービス種類		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1事業所	
	認知症対応型共同生活介護		1事業所	1事業所
広域	短期入所生活介護		20床	
	特定施設入居者生活介護 (既存施設からの転換のみ)	200床	100床	

※認知症対応型共同生活介護は共用型認知症対応型通所介護も同時に整備



## 3-2 第9期各サービスの見込み

給付費:千円(年間),人数:人(1月当たり)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1) 介護予防サービス・居宅サービス	給付費	9,710,944	9,640,982	9,704,121	10,431,707	10,737,621	10,789,330
	人数	20,084	20,154	20,194	21,075	21,633	21,822
(2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	給付費	7,589,372	7,694,189	7,966,211	8,505,192	8,768,808	8,936,019
	人数	4,127	4,168	4,233	4,455	4,570	4,662
(3) 施設サービス	給付費	8,682,005	8,683,925	9,026,851	9,176,497	9,188,110	9,188,110
	人数	2,363	2,379	2,422	2,422	2,422	2,422
(4) 介護予防支援・居宅介護支援	給付費	1,456,659	1,484,335	1,495,078	1,579,915	1,620,074	1,662,437
	人数	9,943	10,030	10,057	10,480	10,733	11,013
総計	給付費	27,438,980	27,503,431	28,192,261	29,693,311	30,314,613	30,575,896
	人数	36,517	36,731	36,906	38,432	39,358	39,919
給付費伸び率(8期→9期)					9.0%		

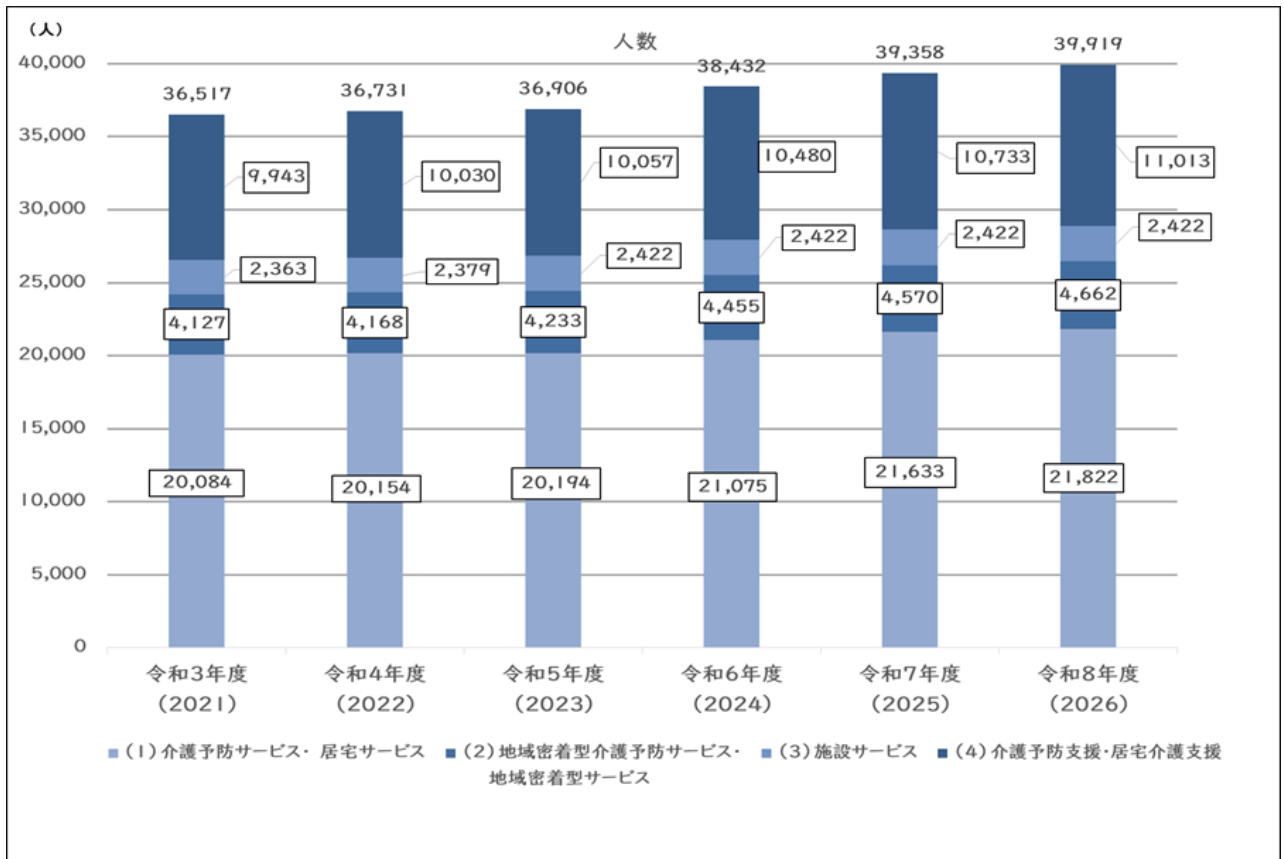
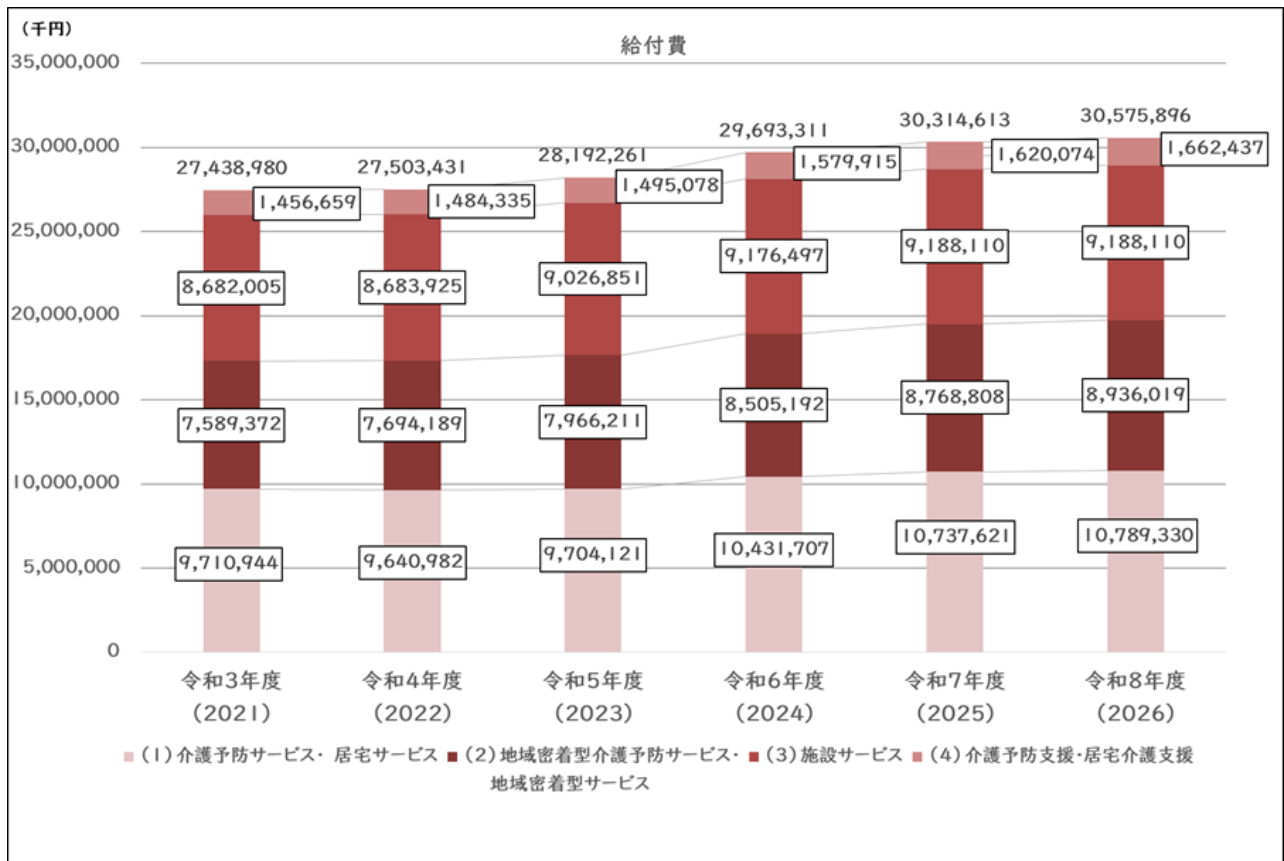
※令和3・4年度の給付費:実績値(1人当たりの1月給付費×1月当たりの利用者数(×1人当たり1月利用回(日)数)×12か月)

※令和5年度の給付費:推計値(令和5年度上半期実績を基に推計)

※令和6年度以降の給付費:「見える化」システムから

※人数:1月当たりの利用者数。1未満の数値については、四捨五入された数値となっているが、0.5未満のときは1表示

※各サービス別の見込みについても、上記※と同じ計算方法



## (1) 介護予防サービス・居宅サービス

### ① 訪問介護

訪問介護は介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。

在宅サービスの中でも利用率の高いサービスとなっており、本計画期間中も高い利用が見込まれるため、事業所との連携を図りながら、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活支援サービスの提供やホームヘルパーの資質の向上に取り組みます。

平成28年10月1日から、介護予防訪問介護は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）へ移行しています。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問介護	給付費	1,620,704	1,591,342	1,588,015	1,627,584	1,662,771	1,662,119
	人数	3,089	2,927	2,848	2,879	2,936	2,936

### ② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

訪問入浴介護は、浴槽を設置した車等で看護職員や介護職員が居宅を訪問し、入浴の介助を行います。

在宅で生活する重度の要介護者の利用が多いサービスとなっていますが、提供する事業所が少なく、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	給付費	18,642	20,853	25,350	28,248	28,913	29,566
	人数	34	38	41	45	46	47
合計	給付費	18,642	20,853	25,350	28,248	28,913	29,566

### ③ 介護予防訪問看護・訪問看護

訪問看護は、看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

サービスの利用人数は年々増加傾向にあるため、今後の高齢化の進展を見据え、サービス利用者の増加を見込み、要介護（要支援）者の療養生活の支援と心身機能の維持回復をめざします。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防訪問看護	給付費	49,807	55,256	62,335	69,108	71,673	72,337
	人数	148	152	182	199	206	208
訪問看護	給付費	517,627	583,021	624,244	693,148	718,747	726,239
	人数	1,044	1,155	1,284	1,406	1,456	1,471
合計	給付費	567,434	638,277	686,579	762,256	790,420	798,576



④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。  
実績の推移から、サービス利用者の増加を見込んでいます。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	26,388	19,902	17,745	19,079	20,612	20,802
	人数	65	54	46	49	53	53
訪問リハビリテーション	給付費	150,058	147,060	144,333	155,455	166,079	166,056
	人数	336	321	308	327	349	349
合計	給付費	176,446	166,962	162,078	174,534	186,691	186,858

⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は通院が困難な利用者に対し、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理・指導等を行います。

サービスの利用状況は増加傾向にあり、本計画期間中も在宅での療養上の指導管理を必要とされる要介護（要支援）者の増加を見込んでいます。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防居宅療養管理指導	給付費	12,369	12,312	11,943	13,004	13,714	13,914
	人数	124	127	122	131	138	140
居宅療養管理指導	給付費	233,977	238,291	248,480	270,875	285,898	289,024
	人数	2,091	2,179	2,268	2,438	2,570	2,598
合計	給付費	246,346	250,603	260,423	283,879	299,612	302,938

⑥ 通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等に通い、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。

平成28年10月1日から、介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）へ移行しています。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
通所介護	給付費	3,106,912	2,949,081	2,797,846	2,856,922	2,913,888	2,913,323
	人数	2,945	2,857	2,768	2,787	2,839	2,839

## ⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

給付費：千円(年間), 人数：人(1月当たり)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防通所リハビリテーション	給付費	117,933	112,663	107,297	108,812	108,950	108,950
	人数	298	285	271	271	271	271
通所リハビリテーション	給付費	1,078,618	993,118	918,914	931,886	933,066	932,652
	人数	1,178	1,111	1,024	1,024	1,024	1,024
合計	給付費	1,196,551	1,105,781	1,026,211	1,040,698	1,042,016	1,041,602

## ⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

本計画期間中に最大20床の整備を進めていきます。

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

給付費：千円(年間), 人数：人(1月当たり)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防短期入所生活介護	給付費	2,710	2,663	2,457	2,492	3,562	3,562
	人数	8	10	7	7	10	10
短期入所生活介護	給付費	530,061	530,525	532,488	591,758	653,333	658,894
	人数	608	621	659	722	796	803
介護予防短期入所療養介護	給付費	213	67	0	280	281	281
	人数	1	1	1	1	1	1
短期入所療養介護	給付費	115,371	88,405	88,299	93,362	94,735	97,842
	人数	110	90	91	95	96	99
合計	給付費	648,355	621,660	623,244	687,892	751,911	760,579

## ⑨ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

福祉用具貸与は、福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を貸与します。

サービスの利用率が高く、多くの要介護(要支援)者に広く利用されていることから、今後も、サービス利用の増加を見込みながら、適切な福祉用具選定の援助・調整等を行い、利用者が居宅で能力に応じ自立した日常生活を営める環境づくりを進めていきます。

給付費：千円(年間), 人数：人(1月当たり)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防福祉用具貸与	給付費	160,133	170,759	181,650	187,328	189,889	192,906
	人数	1,889	1,920	1,984	2,046	2,074	2,107
福祉用具貸与	給付費	806,187	852,552	840,438	866,557	878,574	892,456
	人数	5,387	5,523	5,400	5,568	5,645	5,734
合計	給付費	966,320	1,023,311	1,022,088	1,053,885	1,068,463	1,085,362



⑩ 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

特定福祉用具購入は、福祉用具のうち、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器を購入した際に、購入費の一部を支給します。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	9,365	10,024	11,874	12,502	13,429	13,429
	人数	37	36	38	40	43	43
特定福祉用具購入費	給付費	26,307	28,123	31,590	33,597	34,979	35,971
	人数	89	91	93	99	103	106
合計	給付費	35,672	38,147	43,464	46,099	48,408	49,400

⑪ 介護予防住宅改修・住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行ったときは、住宅改修費用の一部を支給します。

要介護（要支援）者の在宅生活を支えるためには、住宅改修は欠かせないサービスの一つとなっています。引き続きサービスの提供に取り組むとともに、改修の必要性や内容の妥当性等を確認する取組も継続して行います。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防住宅改修	給付費	30,672	30,618	33,698	37,275	38,712	38,712
	人数	41	42	47	52	54	54
住宅改修費	給付費	46,815	45,844	44,298	48,924	50,213	50,213
	人数	66	65	67	74	76	76
合計	給付費	77,487	76,462	77,996	86,199	88,925	88,925

⑫ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している要介護（要支援）者について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

本計画期間中に、有料老人ホーム等からの転換により最大300床の整備を進めていきます。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	41,582	42,343	49,865	64,847	67,635	67,635
	人数	46	48	55	70	73	73
特定施設入居者生活介護	給付費	1,008,493	1,116,160	1,340,962	1,718,664	1,787,968	1,802,447
	人数	450	501	590	745	774	780
合計	給付費	1,050,075	1,158,503	1,390,827	1,783,511	1,855,603	1,870,082

## (2) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

※本市では、夜間対応型訪問介護を開設している事業所はなく、本計画期間中の整備予定もありません。

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

本計画期間中に1事業所の整備を進めていきます。

給付費:千円(年間),人数:人(1月当たり)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	325,687	468,605	544,868	624,147	654,014	683,103
	人数	194	249	285	322	336	352

### ② 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

認知症対応型通所介護は、認知症の症状のある利用者が、できるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

本計画期間中に2事業所の整備を進めると同時に、共用型認知症対応型通所介護についても整備を進めていきます。

給付費:千円(年間),人数:人(1月当たり)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	1,494	1,406	1,084	1,099	1,101	1,101
	人数	2	2	2	2	2	2
認知症対応型通所介護	給付費	526,401	554,379	612,444	698,714	705,264	711,729
	人数	303	321	351	395	398	402
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費	2,473,385	2,499,882	2,559,813	2,707,303	2,857,251	2,927,584
	人数	810	815	816	851	897	919
合計	給付費	3,001,280	3,055,667	3,173,341	3,407,116	3,563,616	3,640,414



③ 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、中重度の要介護者や認知症の要介護者を主な対象として、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域でなじみの介護職員による多様な介護を提供します。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供します。1つの事業所からサービスが組み合わされて提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービスの提供が可能になることや、サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実させることが可能となります。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	19,645	17,821	18,670	18,934	19,990	19,990
	人数	24	22	22	22	23	23
小規模多機能型居宅介護	給付費	892,329	845,725	812,449	841,795	861,589	861,589
	人数	358	342	324	331	338	338
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	412,606	393,180	454,293	504,760	505,975	507,129
	人数	145	134	153	168	168	168
合計	給付費	1,324,580	1,256,726	1,285,412	1,365,489	1,387,554	1,388,708

④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29名以下の小規模の介護付き有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入居し、このホームなどの介護職員等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を提供します。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	319,276	313,133	337,133	349,458	349,499	349,973
	人数	140	143	142	145	145	145

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29名以下の小規模の特別養護老人ホームに入所し、要介護者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることをめざして、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供します。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	170,411	175,132	174,736	177,203	177,427	177,427
	人数	47	47	47	47	47	47

⑥ 地域密着型通所介護

平成28年4月1日から、通所介護を実施している定員18人以下の事業所が地域密着型通所介護へ移行しています。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域密着型通所介護	給付費	2,448,138	2,424,926	2,450,721	2,581,779	2,636,698	2,696,394
	人数	2,104	2,093	2,091	2,172	2,216	2,266



## (3) 施設サービス

### ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症等で常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者のための入所施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や機能訓練・健康管理などの療養上の支援を行います。

給付費:千円(年間),人数:人(1月当たり)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人福祉施設	給付費	3,600,293	3,644,856	3,742,859	3,795,695	3,800,499	3,800,499
	人数	1,137	1,146	1,166	1,166	1,166	1,166

### ② 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している要介護者に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、在宅復帰への支援を行います。

給付費:千円(年間),人数:人(1月当たり)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護老人保健施設	給付費	1,561,053	1,584,753	1,696,478	1,720,427	1,722,604	1,722,604
	人数	453	455	472	472	472	472

### ③ 介護療養型医療施設／介護医療院

介護療養型医療施設は、介護保険制度上、令和5年度末に廃止されました。

介護医療院は、新たな介護保険施設として平成30年度から設置されています。介護医療院では、要介護者への長期療養のための医療と日常生活上の世話をを行います。

給付費:千円(年間),人数:人(1月当たり)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護療養型医療施設	給付費	290,133	126,578	125,720	0	0	0
	人数	69	32	32	0	0	0
介護医療院	給付費	3,230,526	3,327,738	3,461,794	3,660,375	3,665,007	3,665,007
	人数	704	746	752	784	784	784
合計	給付費	3,520,659	3,454,316	3,587,514	3,660,375	3,665,007	3,665,007



## (4) 介護予防支援・居宅介護支援

居宅サービス等の適切な利用ができるよう、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

今後も、引き続きマネジメント業務の質的向上を図るため、地域包括支援センターによるケアマネジャー支援や、ケアマネジャー間の情報交換・交流・研修等に努めます。

平成28年10月1日から、介護予防支援ケアマネジメント事業は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）へ移行しています。

給付費：千円（年間）、人数：人（1月当たり）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防支援	給付費	115,700	117,527	122,032	128,962	132,265	135,686
	人数	2,118	2,146	2,210	2,303	2,359	2,420
居宅介護支援	給付費	1,340,959	1,366,808	1,373,046	1,450,953	1,487,809	1,526,751
	人数	7,825	7,884	7,847	8,177	8,374	8,593
合計	給付費	1,456,659	1,484,335	1,495,078	1,579,915	1,620,074	1,662,437

## (5) 地域支援事業/重層的支援体制整備事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制の構築に取り組んでいます。

また、地域共生社会の実現をめざすための重層的支援体制整備事業の開始に伴い、令和4年4月から地域包括支援センターの運営や地域介護予防活動支援、生活支援体制整備事業を重層的支援体制整備事業として一体的に実施しています。

単位：千円

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,015,621	998,119	1,107,015	1,166,859	1,229,345	1,256,705
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	553,951	563,241	609,260	602,488	657,614	657,614
包括的支援事業（社会保障充実分）	23,144	78,592	122,907	163,024	171,971	171,971
合計	1,592,716	1,639,952	1,839,182	1,932,371	2,058,930	2,086,290

※雑入等その他の収入を除いた金額

## 地域支援事業

### <介護予防・日常生活支援総合事業>

#### ① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態を予防し、自立した生活を送ることができるように、従来の介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え、基準を緩和した多様なサービスの構築と提供体制の拡充に取り組みます。

#### ② 介護予防ケアマネジメント事業

総合事業対象者等に対する介護予防ケアプランの作成等を行います。

#### ③ 一般介護予防事業

住民主体の介護予防活動である百歳体操の普及啓発や「こうち笑顔マイレージ」を通じたボランティア活動や健康づくり活動の推進に取り組みます。

### <包括的支援事業・任意事業>

#### ① 総合相談事業

高齢者の心身の状況や生活の困りごと等についての相談を受け、地域の保健・医療・福祉サービス、社会資源等の利用につなげる等の支援を行います。

#### ② 権利擁護事業

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応等を行います。

#### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域包括支援センターの運営を行い、「地域ケア会議」を通じた多職種協働による自立支援型のケアマネジメントの充実と地域課題の解決を図ります。また、ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談や支援困難事例等への指導・助言を行います。

#### ④ 在宅医療・介護連携推進事業

地域医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築に取り組みます。

#### ⑤ 生活支援体制整備事業

社会資源の把握や関係機関のネットワーク化等に取り組み、高齢者の生活ニーズ解決に向けた、多様な主体による生活支援を充実していきます。

#### ⑥ 認知症総合支援事業

制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を反映し、認知症当事者やその家族の活動支援や、認知症に関する正しい理解の普及、早期診断・早期対応を可能とする支援体制の構築等を推進し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくり等に取り組みます。

#### ⑦ 任意事業

買い物や調理等を行うことが困難な高齢者に対する配食サービスによる食生活の支援や介護する家族に対する支援を行います。



### 3-3 第9期計画期間における給付費の見込み

#### (1) 介護予防サービス量の見込み

単位：千円（年間）／人（1月当たり）

介護予防給付		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
<b>(1) 介護予防サービス</b>	<b>給付費</b>	<b>514,727</b>	<b>528,457</b>	<b>532,528</b>	<b>1,575,712</b>
	<b>人数</b>	<b>2,866</b>	<b>2,923</b>	<b>2,960</b>	<b>8,749</b>
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	69,108	71,673	72,337	213,118
	人数	199	206	208	613
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	19,079	20,612	20,802	60,493
	人数	49	53	53	155
介護予防居宅療養管理指導	給付費	13,004	13,714	13,914	40,632
	人数	131	138	140	409
介護予防通所リハビリテーション	給付費	108,812	108,950	108,950	326,712
	人数	271	271	271	813
介護予防短期入所生活介護	給付費	2,492	3,562	3,562	9,616
	人数	7	10	10	27
介護予防短期入所療養介護	給付費	280	281	281	842
	人数	1	1	1	3
介護予防福祉用具貸与	給付費	187,328	189,889	192,906	570,123
	人数	2,046	2,074	2,107	6,227
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	12,502	13,429	13,429	39,360
	人数	40	43	43	126
介護予防住宅改修	給付費	37,275	38,712	38,712	114,699
	人数	52	54	54	160
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	64,847	67,635	67,635	200,117
	人数	70	73	73	216
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>	<b>給付費</b>	<b>20,033</b>	<b>21,091</b>	<b>21,091</b>	<b>62,215</b>
	<b>人数</b>	<b>24</b>	<b>25</b>	<b>25</b>	<b>74</b>
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	1,099	1,101	1,101	3,301
	人数	2	2	2	6
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	18,934	19,990	19,990	58,914
	人数	22	23	23	68
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援(ケアプラン)</b>	<b>給付費</b>	<b>128,962</b>	<b>132,265</b>	<b>135,686</b>	<b>396,913</b>
	<b>人数</b>	<b>2,303</b>	<b>2,359</b>	<b>2,420</b>	<b>7,082</b>
<b>合計</b>	<b>給付費</b>	<b>663,722</b>	<b>681,813</b>	<b>689,305</b>	<b>2,034,840</b>
	<b>人数</b>	<b>5,193</b>	<b>5,307</b>	<b>5,405</b>	<b>15,905</b>

## (2) 介護サービス量の見込み

単位：千円（年間）／人（1月当たり）

介護給付		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
<b>(1) 居宅サービス</b>	<b>給付費</b>	<b>9,916,980</b>	<b>10,209,164</b>	<b>10,256,802</b>	<b>30,382,946</b>
	<b>人数</b>	<b>18,209</b>	<b>18,710</b>	<b>18,862</b>	<b>55,781</b>
訪問介護	給付費	1,627,584	1,662,771	1,662,119	4,952,474
	人数	2,879	2,936	2,936	8,751
訪問入浴介護	給付費	28,248	28,913	29,566	86,727
	人数	45	46	47	138
訪問看護	給付費	693,148	718,747	726,239	2,138,134
	人数	1,406	1,456	1,471	4,333
訪問リハビリテーション	給付費	155,455	166,079	166,056	487,590
	人数	327	349	349	1,025
居宅療養管理指導	給付費	270,875	285,898	289,024	845,797
	人数	2,438	2,570	2,598	7,606
通所介護	給付費	2,856,922	2,913,888	2,913,323	8,684,133
	人数	2,787	2,839	2,839	8,465
通所リハビリテーション	給付費	931,886	933,066	932,652	2,797,604
	人数	1,024	1,024	1,024	3,072
短期入所生活介護	給付費	591,758	653,333	658,894	1,903,985
	人数	722	796	803	2,321
短期入所療養介護	給付費	93,362	94,735	97,842	285,939
	人数	95	96	99	290
福祉用具貸与	給付費	866,557	878,574	892,456	2,637,587
	人数	5,568	5,645	5,734	16,947
特定福祉用具購入費	給付費	33,597	34,979	35,971	104,547
	人数	99	103	106	308
住宅改修	給付費	48,924	50,213	50,213	149,350
	人数	74	76	76	226
特定施設入居者生活介護	給付費	1,718,664	1,787,968	1,802,447	5,309,079
	人数	745	774	780	2,299
<b>(2) 地域密着型サービス</b>	<b>給付費</b>	<b>8,485,159</b>	<b>8,747,717</b>	<b>8,914,928</b>	<b>26,147,804</b>
	<b>人数</b>	<b>4,431</b>	<b>4,545</b>	<b>4,637</b>	<b>13,613</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	624,147	654,014	683,103	1,961,264
	人数	322	336	352	1,010
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	2,581,779	2,636,698	2,696,394	7,914,871
	人数	2,172	2,216	2,266	6,654
認知症対応型通所介護	給付費	698,714	705,264	711,729	2,115,707
	人数	395	398	402	1,195
小規模多機能型居宅介護	給付費	841,795	861,589	861,589	2,564,973
	人数	331	338	338	1,007
認知症対応型共同生活介護	給付費	2,707,303	2,857,251	2,927,584	8,492,138
	人数	851	897	919	2,667
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	349,458	349,499	349,973	1,048,930
	人数	145	145	145	435
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	177,203	177,427	177,427	532,057
	人数	47	47	47	141
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	504,760	505,975	507,129	1,517,864
	人数	168	168	168	504
<b>(3) 施設サービス</b>	<b>給付費</b>	<b>9,176,497</b>	<b>9,188,110</b>	<b>9,188,110</b>	<b>27,552,717</b>
	<b>人数</b>	<b>2,422</b>	<b>2,422</b>	<b>2,422</b>	<b>7,266</b>
介護老人福祉施設	給付費	3,795,695	3,800,499	3,800,499	11,396,693
	人数	1,166	1,166	1,166	3,498
介護老人保健施設	給付費	1,720,427	1,722,604	1,722,604	5,165,635
	人数	472	472	472	1,416
介護医療院	給付費	3,660,375	3,665,007	3,665,007	10,990,389
	人数	784	784	784	2,352
<b>(4) 居宅介護支援(ケアプラン)</b>	<b>給付費</b>	<b>1,450,953</b>	<b>1,487,809</b>	<b>1,526,751</b>	<b>4,465,513</b>
	<b>人数</b>	<b>8,177</b>	<b>8,374</b>	<b>8,593</b>	<b>25,144</b>
<b>合計</b>	<b>給付費</b>	<b>29,029,589</b>	<b>29,632,800</b>	<b>29,886,591</b>	<b>88,548,980</b>
	<b>人数</b>	<b>33,239</b>	<b>34,051</b>	<b>34,514</b>	<b>101,804</b>



### (3) 介護予防・介護サービス量の合計

単位:千円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
(1) 居宅サービス計	10,431,707	10,737,621	10,789,330	31,958,658
介護予防サービス	514,727	528,457	532,528	1,575,712
居宅サービス	9,916,980	10,209,164	10,256,802	30,382,946
(2) 地域密着型サービス計	8,505,192	8,768,808	8,936,019	26,210,019
地域密着型介護予防サービス	20,033	21,091	21,091	62,215
地域密着型サービス	8,485,159	8,747,717	8,914,928	26,147,804
(3) 施設サービス計	9,176,497	9,188,110	9,188,110	27,552,717
(4) ケアプラン計	1,579,915	1,620,074	1,662,437	4,862,426
介護予防支援	128,962	132,265	135,686	396,913
居宅介護支援	1,450,953	1,487,809	1,526,751	4,465,513
総給付費	29,693,311	30,314,613	30,575,896	90,583,820

### (4) 総計

単位:千円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
標準給付費見込額(A)	31,270,931	31,907,031	32,182,043	95,360,005
総給付費	29,693,311	30,314,613	30,575,896	90,583,820
特定入所者介護サービス費等給付額	531,809	536,797	541,425	1,610,031
高額介護サービス費等給付額	874,603	882,806	890,418	2,647,827
高額医療合算介護サービス費等給付額	127,641	128,839	129,949	386,429
算定対象審査支払手数料	43,567	43,976	44,355	131,898
地域支援事業費等※(B)	1,932,371	2,058,930	2,086,290	6,077,591
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,166,859	1,229,345	1,256,705	3,652,909
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	602,488	657,614	657,614	1,917,716
包括的支援事業(社会保障充実分)	163,024	171,971	171,971	506,966
総計 (A)+(B)	33,203,302	33,965,961	34,268,333	101,437,596

※一部重層の支援体制整備事業実施分含む金額

## 第4節 第1号被保険者の介護保険料額について

### 4-1 介護保険料の算出方法

介護保険法では、介護サービス費のうち利用者負担分を除いた費用の総額を、公費（国・県・市）と被保険者（第1号・第2号）の保険料で半分ずつ負担するよう定められています。

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）では、「見える化」システムを活用して3年間に必要となるサービス費等の推計を行い、介護保険料を算出します。

#### 【1】被保険者数の推計

- ・過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。
- ・第1号被保険者数（65歳以上）、第2号被保険者数（40～64歳）について、推計を行います。

#### 【2】要介護・要支援認定者数の推計

- ・被保険者数に対する要介護・要支援認定者数（認定率）の実績等を勘案して、【1】で推計された被保険者数見込みに認定率を乗じ、要介護・要支援認定者数を推計します。

#### 【3】施設・居住系サービス量の見込み算出

- ・【2】で推計された要介護・要支援認定者数見込みに対する、施設・居住系サービス利用者から、整備計画等の施策を反映させたサービス見込量を算出します。

#### 【4】在宅サービス等の量の見込み算出

- ・【2】で推計された要介護・要支援認定者数から【3】で推計した施設・居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、在宅サービス利用者数を推計します。
- ・過去のサービス利用実績（利用率・日数・回数・給付費等）を踏まえて、在宅サービス見込量を算出します。

#### 【5】介護保険料の算出

- ・過去の実績等から、地域支援事業費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料等の見込みを推計します。
- ・また、調整交付金、介護保険事業運営基金の取崩、保険料収納率、所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計等を勘案し介護保険料を算出します。



## 4-2 第9期の方針と考え方について

### (1) 第9期における国の方針

- ① 被保険者の負担割合  
 第8期に引き続き, 第1号被保険者の負担割合 23%  
 第8期に引き続き, 第2号被保険者の負担割合 27%
- ② 標準段階について  
 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から, 今後の介護給付費の増加を見据え, 第1号被保険者間での所得再分配機能を強化(高所得者の標準乗率の引上げ, 低所得者の標準乗率の引下げ等)し, 低所得者の保険料上昇を抑制するため, 標準段階を現行の9段階から13段階に細分化  
 第8期に引き続き, 保険者判断による弾力化が可能
- ③ 低所得者対策の強化  
 公費(国1/2, 県1/4, 市1/4)による保険料軽減の強化
- ④ 保険料に係る所得についての特例措置の終了  
 市町村民税課税者の介護保険料の算定に際して, 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれる場合に合計額から10万円控除を行う特例措置の終了

### (2) 本市の保険料の考え方

次の点に留意して第9期の保険料段階を設定します。

- ① 第9期保険料の設定  
 国の標準段階の細分化を踏まえ, 本市においては, 保険料設定の弾力化を行い, 所得段階を現行の10段階から14段階に細分化し, 併せて, 介護保険事業運営基金の取り崩しを行うこと等により, 第8期からの保険料の抑制に努めます。
- ② 低所得者対策の継続(公費による保険料軽減の継続)  
 平成27年4月から一部実施している低所得者保険料軽減負担金による低所得者対策については, 令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて完全実施され, 第1段階から第3段階の保険料負担を軽減しています。第9期においても保険料負担の軽減を継続します。

所得段階	軽減前	軽減後
第1段階	0.455	0.285
第2段階	0.685	0.485
第3段階	0.69	0.685



## 4-3 介護保険料（基準額）の計算

第1号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出方法

【基準年額】

総賦課額(保険料収納必要額÷予定保険料収納率)÷所得段階別加入割合補正後被保険者数

【基準額（月額）】

基準年額÷12

※所得段階別加入者割合補正後被保険者数

介護保険料の基準額段階（第5段階）を「1」として、令和6から令和8年度までの第1号被保険者の各所得段階ごとの加入人数と保険料率を乗じて補正した3年間の合計人数です。

## 4-4 第9期介護保険料（基準額）の算出

【総賦課額の算出】

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
標準給付費見込額(A)+地域支援事業費等※(B)	33,203,301,819円	33,965,959,992円	34,268,333,489円	101,437,595,300円
標準給付費見込額(A)	31,270,930,819円	31,907,030,437円	32,182,043,160円	95,360,004,416円
地域支援事業費等(B)	1,932,371,000円	2,058,929,555円	2,086,290,329円	6,077,590,884円
介護予防・日常生活支援総合事業費(B')	1,166,859,358円	1,229,344,555円	1,256,705,329円	3,652,909,242円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	602,487,642円	657,614,000円	657,614,000円	1,917,715,642円
包括的支援事業(社会保障充実分)	163,024,000円	171,971,000円	171,971,000円	506,966,000円
第1号被保険者負担分相当額(C)・・・((A)+(B))×23%	7,636,759,418円	7,812,170,798円	7,881,716,702円	23,330,646,918円
調整交付金相当額(D)・・・((A)+(B'))×5%	1,621,889,509円	1,656,818,750円	1,671,937,424円	4,950,645,683円
調整交付金見込額(E)・・・((A)+(B'))×(F)	1,985,193,000円	1,978,242,000円	1,989,606,000円	5,953,041,000円
調整交付金見込交付割合(F)	6.12%	5.97%	5.95%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9893	0.9960	0.9967	
所得段階別加入割合補正係数	0.9618	0.9618	0.9618	
保険者努力支援交付金等の交付見込額(G)		174,000,000円		174,000,000円
介護保険事業運営基金取崩額(H)		2,300,000,000円		2,300,000,000円
保険料収納必要額(I)・・・(C)-((E)-(D))-(G)-(H)		19,854,251,601円		19,854,251,601円
予定保険料収納率(J)		99.0%		
総賦課額(K)・・・(I)÷(J)				20,054,799,597円

※一部重層的支援体制整備事業実施分含む金額

【基準額（月額）の算出】

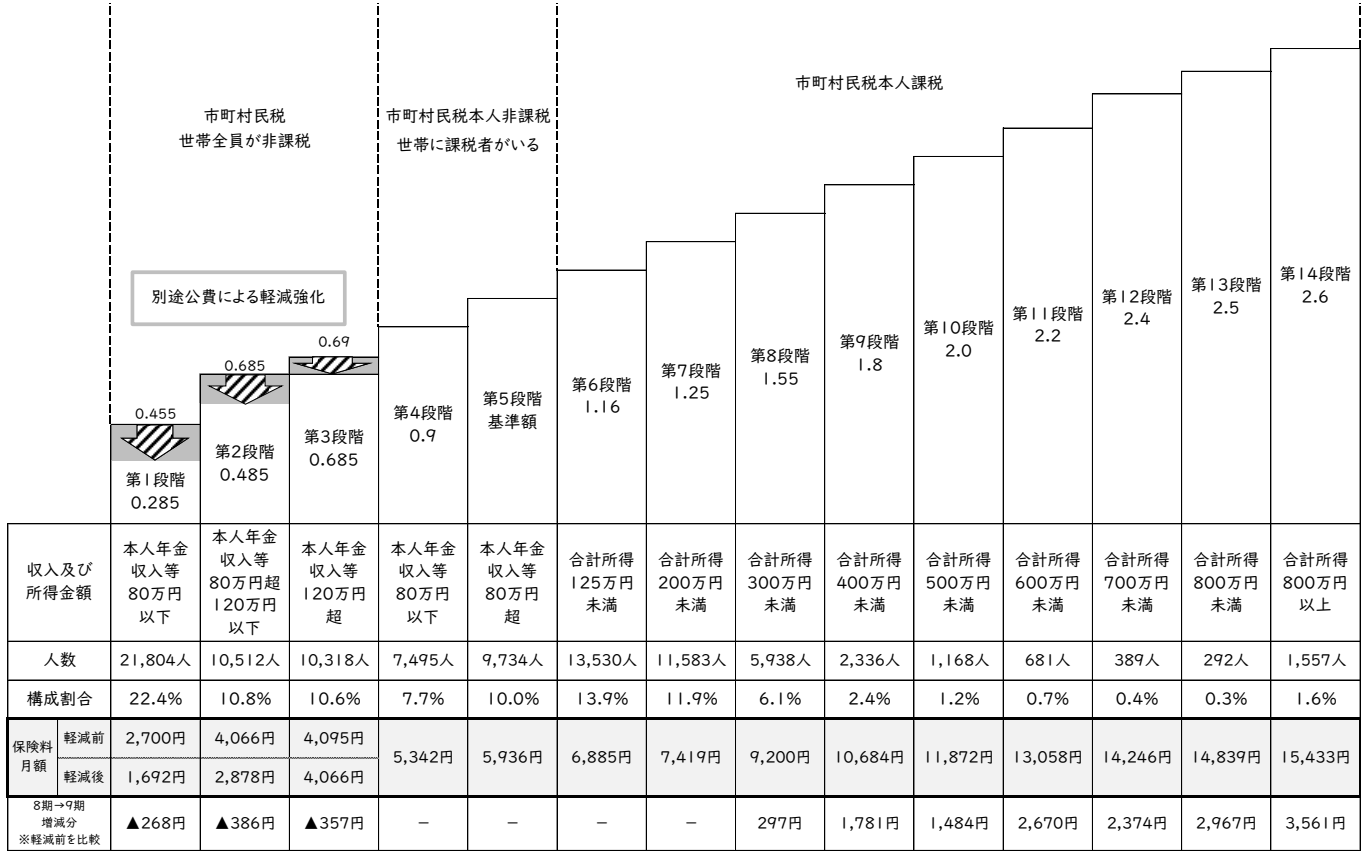
総賦課額①	20,054,799,597円
所得段階別加入割合補正後被保険者数②	281,553人
<b>基準額(月額)</b> ①÷②÷12	5,936円

基準額（月額）は第8期と同額とする。

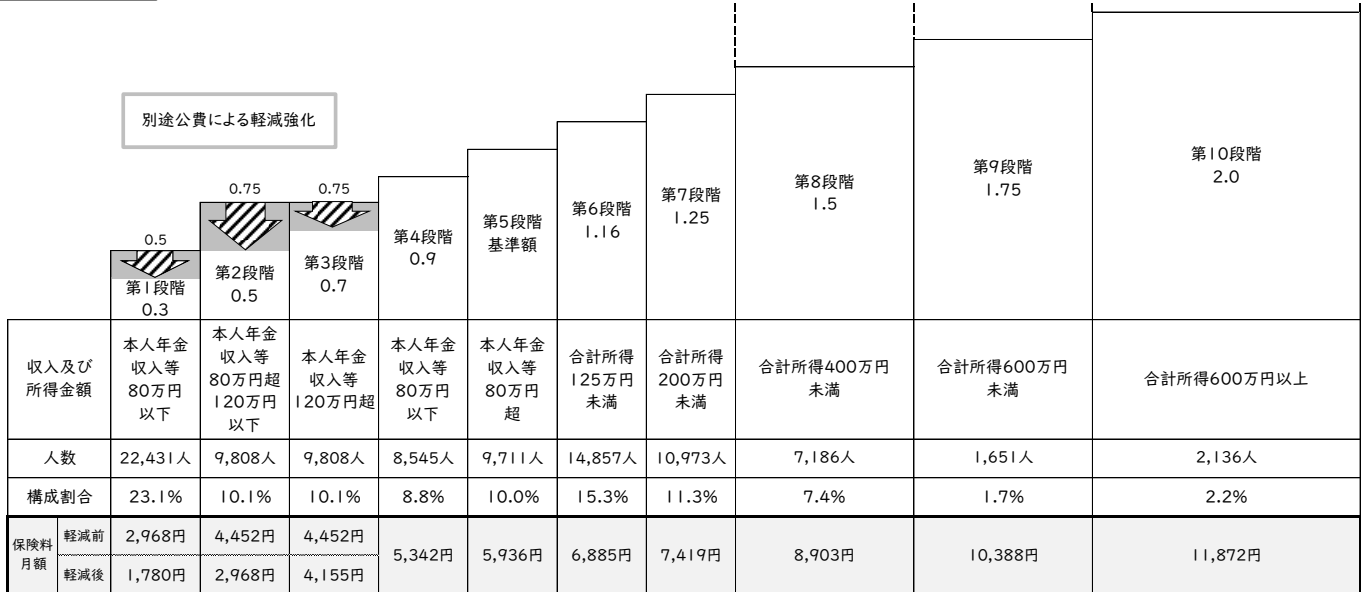


【高知市 各所得段階別の人数・倍率・保険料】

第9期



第8期



## 【所得段階区分と所得段階別保険料】

所得段階	対象者	倍率	保険料 (年額)	保険料 (月額)	第8期 保険料(月額) 下段()は増減額
第1段階	・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.455 ※軽減措置0.285	<b>32,400円</b> ※軽減後 20,300円	<b>2,700円</b> ※軽減後 1,692円	2,968円 (▲268円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の120万円以下の者	基準額×0.685 ※軽減措置0.485	<b>48,790円</b> ※軽減後 34,540円	<b>4,066円</b> ※軽減後 2,878円	4,452円 (▲386円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると120万円超の者	基準額×0.69 ※軽減措置0.685	<b>49,140円</b> ※軽減後 48,790円	<b>4,095円</b> ※軽減後 4,066円	4,452円 (▲357円)
第4段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.9	<b>64,100円</b>	<b>5,342円</b>	5,342円 (-)
第5段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の者	基準額	<b>71,230円</b>	<b>5,936円</b>	5,936円 (-)
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.16	<b>82,620円</b>	<b>6,885円</b>	6,885円 (-)
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	<b>89,030円</b>	<b>7,419円</b>	7,419円 (-)
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額×1.55	<b>110,400円</b>	<b>9,200円</b>	8,903円 (297円)
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	基準額×1.8	<b>128,210円</b>	<b>10,684円</b>	8,903円 (1,781円)
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	基準額×2.0	<b>142,460円</b>	<b>11,872円</b>	10,388円 (1,484円)
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	基準額×2.2	<b>156,700円</b>	<b>13,058円</b>	10,388円 (2,670円)
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	基準額×2.4	<b>170,950円</b>	<b>14,246円</b>	11,872円 (2,374円)
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の者	基準額×2.5	<b>178,070円</b>	<b>14,839円</b>	11,872円 (2,967円)
第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上の者	基準額×2.6	<b>185,190円</b>	<b>15,433円</b>	11,872円 (3,561円)


**【参考】保険料の推移（全国・中核市・高知県との比較）**

計画期	年度	基準額(月額)			
		高知市	全国平均	※中核市平均	※高知県平均
第1期	平成12年度～平成14年度	3,108円	2,911円		
第2期	平成15・16年度	4,393円	3,293円		
	平成17年度	4,363円			
第3期	平成18・19年度	4,631円	4,090円		
	平成20年度	4,644円			
第4期	平成21年度～平成23年度	4,577円	4,160円		
第5期	平成24年度～平成26年度	5,248円	4,972円	5,091円	4,859円
第6期	平成27年度～平成29年度	5,491円	5,514円	5,628円	5,372円
第7期	平成30年度～令和2年度	5,680円	5,869円	5,974円	5,715円
第8期	令和3年度～令和5年度	5,936円	6,014円	6,115円	5,868円
第9期	令和6年度～令和8年度	5,936円			

※「見える化」システムから

参考：第1期（平成12・13年度）については、国の介護保険円滑導入制度を導入し、保険料の減額を行っています（平成12年度は777円，平成13年度は2,331円，平成14年度は3,108円）。

## 第5節 介護保険サービス一覧表

介護給付			
給付費等名称	通称	内容	
居宅サービス	訪問介護	ホームヘルプサービス	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・排せつ等の身体介護や、掃除・洗濯等の生活援助を受けます。
	訪問入浴介護		看護職員や介護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽を備えた入浴車や浴槽の持ち込みにより、入浴の介助を受けます。
	訪問看護		看護師等に居宅を訪問してもらい、病状の観察や療養上の世話を受けます。
	訪問リハビリテーション	訪問リハ	リハビリの専門職に居宅を訪問してもらい、リハビリを受けます。
	居宅療養管理指導		医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等に居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けます。
	通所介護	デイサービス	デイサービスセンター等に通って、入浴や食事の提供、日常生活上の介護や機能訓練等を受けます。
	通所リハビリテーション	デイケア	医療機関や老人保健施設に通って、入浴や食事の提供、リハビリを受けます。
	短期入所生活介護	ショートステイ	短期間、特別養護老人ホーム等に入所して、入浴や食事の提供、日常生活上の介護を受けます。
	短期入所療養介護		短期間、介護医療院や介護療養病床、老人保健施設に入所して、看護・医学的管理下で日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	福祉用具貸与	レンタル	手すりや車いす、歩行補助つえ等の日常生活に必要な福祉用具を借りて生活環境を整えます。指定の品目があります。
	特定福祉用具販売		腰掛便座や入浴補助用具等、貸与になじまない福祉用具を購入して生活環境を整えます。指定の品目があります。
	住宅改修		住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅を改修して生活環境を整えます。改修の要件があります。
	特定施設入居者生活介護	特定施設	有料老人ホーム等の「特定施設」であって、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた住居に入居して、食事・排せつ等の介護や機能訓練を受けます。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		ホームヘルパーや看護師から、定期的な訪問介護や看護と、利用者からの通報に対する電話対応や随時の訪問介護や看護を受けます。
	認知症対応型通所介護	認知デイ	認知症の症状のある者を対象にしたデイサービスセンター等に通い、認知症状の進行緩和をめざしたサービスを受けます。
	認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム	認知症と診断された者が、少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。
	小規模多機能型居宅介護		心身の状況や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問・泊まり」を組み合わせる日常生活上の介護や機能訓練等を受けます。
	看護小規模多機能型居宅介護		「小規模多機能型居宅介護」に訪問看護サービスを組み合わせ、介護と看護のサービスを一体的に受けます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護		定員29人以下の「特定施設入居者生活介護」です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模特別養護老人ホーム	定員29人以下の「介護老人福祉施設」です。
	地域密着型通所介護		定員18人以下の「通所介護」です。
施設サービス	夜間対応型訪問介護		夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーに訪問してもらい、日常生活上の世話等を受けます。
	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、施設等に入所して、入浴や排泄、食事の介護等、日常生活上の世話や機能訓練等を受けます。
	介護老人保健施設	老人保健施設	病状が安定期にある者が、在宅復帰をめざして、施設入所して、看護・医学的管理のもとで介護や機能訓練等を受けます。
	介護医療院		長期にわたり療養が必要な者が、施設に入所(入院)して、療養上の管理、看護・医学的管理のもとにおける介護や医療等を受けます。
居宅介護支援			ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、自立した生活を送れるような支援を受けます。



介護予防給付		
給付費等名称	通称	内容
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	看護職員や介護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽を備えた入浴車や浴槽を持ち込みにより、介護予防を目的とした入浴の介助を受けます。
	介護予防訪問看護	看護師等に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や必要な診療の補助を受けます。
	介護予防訪問リハビリテーション	リハビリの専門職に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的としたリハビリを受けます。
	介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を受けます。
	介護予防通所リハビリテーション	デイケア 医療機関や介護老人保健施設に通って、介護予防を目的とした入浴や食事の提供、介護予防を目的としたリハビリを受けます。
	介護予防短期入所生活介護	ショートステイ 短期間、特別養護老人ホーム等に入所して、介護予防を目的とした入浴・食事や日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	介護予防短期入所療養介護	短期間、介護療養病床や老人保健施設に入所して、介護予防を目的とした日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設 有料老人ホーム等の「特定施設」であって、介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた住居に入居して、介護予防を目的とした食事・排泄等の介護や機能訓練等を受けます。
	介護予防福祉用具貸与	レンタル 手すりや車いす、歩行補助つえ等の日常生活に必要な福祉用具を借りて生活環境を整えます。指定の品目があります。
	特定介護予防福祉用具販売	腰掛便座や入浴補助用具等、貸与になじまない福祉用具の中で介護予防に役立つ福祉用具を購入して生活環境を整えます。指定の品目があります。
	住宅改修	住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅を改修して生活環境を整えます。改修の要件があります。
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	認知デイ 認知症の症状のある者を対象にしたデイサービス等に通い、介護予防を目的とした認知症状の進行緩和をめざしたサービスを受けます。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況や希望に応じて、介護予防を目的として、「通い」を中心に「訪問・泊まり」を組み合わせて日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム 認知症と診断された者が、少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護予防を目的とした介護や機能訓練等を受けます。
介護予防支援	地域包括支援センター等のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらい、自立をめざした生活を送れるような支援を受けます。	

その他		
給付費等名称	通称	内容
特定入所者介護サービス費等給付		施設サービスや短期入所サービスを利用したときに支払う食費・居住費又は滞在費について、所得や資産状況に応じて負担が軽減されます。軽減を受けるためには、申請が必要です。
高額介護サービス費等給付		介護保険サービスの自己負担額が世帯の負担上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻されます。
高額医療合算介護サービス費等給付		同一世帯内で介護保険と医療保険の両方の合計額(年額)が、世帯の負担上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻されます。